

令和4年度 北島町財政健全化比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり公表します。

北島町における健全化判断比率（令和4年度決算）

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北島町	－（－）	－（－）	5.3（5.0）	－
早期健全化基準	14.83	19.83	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」と表示しています。

※令和3年度の数値を括弧内に記載しています。

北島町における資金不足比率（令和4年度決算）

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
北島町水道事業会計	－	20.0
北島町公共下水道事業会計	－	20.0

※資金不足比率が算定されない場合は、「－」と表示しています。

※令第17条第1号及び第3号の規定により事業の規模を算定しています。

北島町の算定結果（令和4年度決算）

健全化判断比率及び資金不足比率の全ての指標について、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回り、適正な水準にあるといえます。また、実質公債費比率は0.3ポイント上昇しましたが、引き続き、行財政改革を推進し、財政の健全化に向けた取り組みを継続してまいります。

【用語説明】

健全化判断比率とは

財政状況が悪化している自治体が、早い段階で財政の健全化に向けた取組を行うために、国が法律で定めたもので、次の4つの指標があります。

①実質赤字比率

主要な会計である一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

②連結実質赤字比率

全会計（一般会計、特別会計、公営企業会計）を対象とした実質赤字又は資金不足額の標準財政規模に対する比率。

③実質公債費比率

地方債の元利償還金等のうち、一般会計等が負担した額の標準財政規模に対する比率。

④将来負担比率

一般会計の借入金（町債）や将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

資金不足比率とは

公営企業会計に係る資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合。

標準財政規模とは

地方公共団体において標準的に収入される一般財源の規模を示すもの。標準税収入額等（町税や地方譲与税等）に普通交付税と臨時財政対策債を合算したもの。

早期健全化基準とは

健全化判断比率4つの指標のうち、1つでもこの基準を超える市町村は、「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して自主的に財政の健全化に取り組むこととなります。

財政再生基準とは

健全化判断比率の将来負担比率を除く3つの指標のうち、1つでもこの基準を超える市町村は、「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定して、国の監督下で財政再建に取り組むこととなります。

経営健全化基準とは

この基準を超える市町村は、「経営健全化団体」となり、経営健全化計画を策定して経営改善を目指すこととなります。

お問合せ先：総務課 電話 698-9801